

## 第15回 長野県本人確認情報保護審議会 議事録(2004.12.2)

### 出席委員

不破会長、櫻井委員、佐藤委員、清水委員、中澤委員、吉田委員

### 県出席者

田中知事、小林総務部長、八重田企画局長、吉澤市町村課長、白鳥情報政策課長、合木国際課長  
ほか

### 事務局：

おはようございます。委員の皆様全員のご出席をいただきまして、ただ今から第15回長野県本人確認情報保護審議会を開催いたします。私は事務局を務めます県市町村課の佐藤正行と申します。審議事項に入りますまでの間、進行を務めさせていただきます。田中知事がちょっと遅れてまいりますので、見えましてご挨拶をお願いするということで、先に進行させていただきたいと思いますが、よろしくお祈いします。審議事項に入らせていただきます前に、初めて審議会に出席する職員がおりますので、自己紹介させていただきます。

### 白鳥情報政策課長：

おはようございます。11月1日付けで情報政策課長を務めさせていただいております白鳥政徳と申します。本日から参加させていただきます。どうかよろしくお祈いします。

### 事務局：

それでは会議次第の3の審議事項ということで不破会長様よろしくお祈いいたします。

### 不破会長：

それでは審議事項に入らせていただきます。私ども本人確認情報保護審議会は、2年前の12月4日に任命をされて2年間の任期ということでやらせていただいております。今日ですから任期まであと1日という状況で、今日が最後の審議会ということになります。しっかり勤めてまいりますので今日もよろしくお祈いいたします。本日は12時終了をとりあえず目途といたして考えておりますのでどうかよろしくお祈いいたします。本日の審議は、審議事項にありますように、まずパスポート発行における住基ネットの利用、それから公的個人認証サービスで起きた問題の公表について、そして2年間を総括するという事についてそれぞれ議論させていただきたいと思ひます。ではまず最初の議論ということで、審議事項の1、県の事務(旅券事務)における住基ネットの利用について、事務局の方から報告をお祈いいたします。

### 合木国際課長：

おはようございます。国際課長を務めております合木康典と申します。よろしくお祈いいたします。前回、第14回の審議会におきまして旅券事務への住基ネット利用に関するご意見、ご質問等がございましたので、その点につきまして、県の考え方を資料に基づきまして説明させていただきます。お手元の資料1をご覧くださいと思ひます。まず、旅券事務に住基ネットを利用するというのがどういうプロセスでいつ決まってきたのかというご質問がございました。これは前回、審議会の中でも吉澤市町村課長の方から若干ご説明しておりますけれども、改めてご説明させていただきます。まず、12回目の審議会、2月29日でございますけれども、こちらで県の事務における住基ネットの利用につきまして、セキュリティ対策を中心に議論をお祈いしたいということでお諮りしたところ、佐藤委員さんの協力を得ながら、具体的なセキュリティ対策を検討していこうということで了解をいただいたところで

あります。その後検討を踏まえながら7月15日の段階で県政レポート、県政レポートと申しますのは、県政の重要事項を市町村長の皆さん、市町村議会議長の皆さんに知事からお知らせするという性格のものでございますけれども、この中で、パスポート発給事務等への県の事務への住基ネット利用についても、セキュリティ対策を中心に具体的な検討を進めていますと、今後、審議会に諮った上で、年内の実施を目指してまいりたいと表現させていただきました。その後、8月11日の第13回審議会におきまして、それまでに佐藤委員さんの協力を得て5回にわたって打ち合わせを行ってまいりまして、具体的なセキュリティ対策をまとめまして、旅券事務での住基ネット利用につきまして、13回目の審議会に諮りましたところ、委員の皆様から課題が若干出されました。まず、利用につきまして県民ニーズを調査したらどうか、それから2点目で費用対効果の試算につきましてもう少し再精査したらどうか、3点目でセキュリティ対策の関係でパスワードの管理方法などの再検討ということで課題が提起されております。

これを受けまして、当初17年1月からの利用開始を目指しておりましたけれども、利用開始時期を再検討させていただいたところでございます。8月13日には13回目の審議会の指摘を踏まえまして知事に説明をして、それを検討した上で、17年7月の利用開始を目指していきたいということで説明をさせていただきました。そして第14回の審議会後、本日に至っております。それから2点目で、県民へのアンケートの結果につきまして、旅券申請者の回答をもって県民の意見と言えるのかというご指摘でございます。今回アンケートをさせていただきましたけれども、若干時間的あるいは経費的制約がある中で、旅券の申請手続きを理解していただいている旅券申請者の皆さんを対象としてアンケートを実施させていただきました。また設問内容につきましても、委員の皆様からアドバイスをいただいていたところでございます。アンケートの結果につきましては、前回説明いたしましたとおり、住基ネットを利用したいという方が41.2%、利用したくないという方が40.0%ということで、ほぼ拮抗した状況になってございます。このような状況を踏まえまして判断させていただいております。それから市町村の担当者へのアンケートにつきましては、常日頃、住民の皆さんと接している住民基本台帳担当者の考え方を参考にとということでお聞きしているものでございまして、県民の皆さんへのアンケートと合わせて総合的に判断させていただいたということです。

続きまして2ページをお願いします。4点目の指摘でございますパスポートのあり方について、大きな変換の時期にきている、現在の状況だけで判断してよいのかというご指摘がございました。現在外務省におきましては、偽造、変造の防止とか、それから本人確認性の向上、こういったものをねらいにしまして、いわゆるIC旅券の導入をしていこうと準備が行われています。準備は行われていますけれども、IC旅券に伴って申請する方に新たな負担、新しく書類を作るですとか、そういった新しい手続き的な負担が生じないように配慮がされているところでございます。外務省としては、17年度中の導入を予定しているとお聞きしております。今回の住基ネットの利用につきましては、旅券申請時の手続きの簡素化というものをねらいとしているものでございまして、IC旅券の導入というところには直接関係しない、当面申請手続きには変わりがないということでございますので、17年7月から住基ネットの利用を開始しても支障が生じないものと考えているところでございます。続きましてセキュリティ対策関係につきましては、吉澤市町村課長からご説明申し上げます。

吉澤市町村課長：

市町村課長の吉澤猛でございます。それではセキュリティ対策関係とそのあとの費用対効果の試算関係につきまして私の方からご説明いたします。まずセキュリティ対策関係でございますけれども、パスワードの設定につきまして、原理的に利用者本人が設定すべきものである、LASDEC に対してシステム改正を要望するだけでなく、来年7月の稼働ということであれば、それまでに実現を図っていくことを是非お願いしたいとのご指摘でございます。本件につきましては、前回の審議会が10月31日でございましたので、その後11月19日に住基ネットシステム推進協議会のシステム検討部会というものが開催されましたので、長野県といたしましては、そのシステムにつきまして、問題提起と改正

の要望をさせていただいております。この際の LASDEC の回答としましては、そこに記載したとおりでございますけれども、国の機関からも同様な要望があるということで今後検討してまいりたいと、ただし実施時期につきましては、ちょっとまだわからない、明言ができないということでございました。このシステムの改正につきましては、全国的な対応が必要な課題ということでございますけれども、県といたしましては、利用開始までにシステム改正が実現されますよう、今後も最大の努力をしてまいりたいと考えております。

次のご指摘でございますけれども、指紋認証というものにはかなりいろんなレベルがあるということで導入の際は細かくクオリティをチェックすべきであるというご意見と、指紋認証を具体的にどうやるのかわかりましたら審議会にも話をさせていただきたいというご意見に対しましては、導入に当たりましては、指紋認証装置の性能のチェックあるいは機器調達の際の仕様書の作成に当たりまして、審議会の皆様のアドバイスを受けながら行いたいと考えております。

続きまして、3頁をお願いいたします。費用対効果の試算の関係でございます。

2点ご指摘がございました。1点といたしましては、全体としてわかりづらい、もう一回精査していただきたいということと、もう一点は、根本的な問題としまして、行政、住民それぞれのメリット・デメリット、クロスしてプラスになればいいという考え方でいいのか、行政側だけでもプラスになる必要があるのではないかと、とのご指摘でございます。

これにつきましては、右側の見解に書いてございますが、再度精査しました結果、利用率を50%ということで想定した場合に、平成29年までの収支というものにつきましては、1.7億円改善するとの試算結果が出ております。詳細につきましては、後で資料1-1でご説明いたします。

それともう一点、根本的な問題の方につきましては、旅券事務への住基ネット利用ということで、単純に年間ということで1年間で考えますと、事業費というものは1,340万円でございますけれども、県民側のメリットとしては2,670万円利益をもたらすという試算になってございます。

あと、行政側で県がプラスということでございますけれども、県といたしましては、住基ネットにつきましては、公的個人認証ということでサービスで一部利用を開始している状況もございます。また、住基ネット自体が稼働しているという状況でございます。県内全体、県の支出と市町村の関連支出とを入れますと、毎年約5億円という経費がかかっている現実もございますので、そういった意味におきましては、旅券事務に利用することによりまして、目に見える形で県民の利便性の向上というものが可能となるのではないかと考えてございます。この目に見える形というのは、具体的には、例ということで記載してございますように、旅券紛失などにおける再発給の申請時や切替の場合、あるいは住所地と本籍地が同一でない方が、戸籍の抄本、謄本を郵送で取り寄せる場合には、市役所・町村役場へ行く必要がございませんので、そういった意味でも利便性の向上が図られるのではないかとということで考えております。

それでは、資料の1-1をご覧くださいと思いますけれども、旅券事務での住基ネットシステム利用に係る費用対効果の再試算ということでございます。

基本的な計算方法は前回と同じでございます。ただ、前回、住基ネット本体の管理運用のための経費、あるいはメリットにつきましては、それが重複していたという状況がございますので、その点を省かせていただいております。行政側のメリットといたしましては、その1頁目の一番下でございますけれども、年間では、-1,530万円という形になります。

続きまして、住民側のメリットでございますけれども、2頁をご覧くださいと思いますが、これにつきましても、基本的な考え方につきましては、前回と同じでございます。住民側のメリットは、中段(カ)(キ)(ク)の合計ということで、5,333万円がプラスということで出ております。一方、経費といたしましては、旅券事務への住基ネット利用につきましては、5年間で2,875万円かかるということで想定させていただいておりますので、5年間の費用対効果ということでございますが、利用率を100%とした場合には、そこに書いてございますように、1億6,140万のプラスということになりますけれども、利用率50%となる場合には、メリットの方が半減されますので、6,633

万円ということで、年間では約1,300万円のメリットという形になります。それを長期試算ということで、平成17年から29年までの13年間で計算し直しますと、すなわち5分の13という形で比較させていただきますと、メリットいたしましては約1億7千万という形の試算をさせていただいております。

1枚おめくりいただきまして、資料1-1の別紙というものをご覧いただきたいと思いますが、こちらが利用率50%と想定した場合の費用対効果に関する試算表でございます。一番下のところの差引きをご覧いただきたいと思います。29年の一番下のところでございますけれども、平成29年度までの収支差額といたしましては、-13億7600万ということでございます。その欄外でございますけれども、もし旅券事務に利用しない場合は-15億4千万余でございますので、先程申し上げましたように、収支改善額といたしましては約1億7千万円が収支改善されるということがお分かりいただけると思います。

あとですね、参考資料の1でございますけれども、5のスケジュール(案)をご覧いただきたいと思いますが、こちらが旅券事務への住基ネット利用につきましては、所要の予算が必要となりますので、今後2月県議会に17年度当初予算案を提出、ご審議いただきまして、可決いただければ来年度に機器導入、担当者研修会、審議会委員の皆様による安全性確認をさせていただきまして、利用開始に進んでいきたいと基本的には考えております。

それと参考資料2をご覧いただきたいと思いますが、CS端末用のアクセス制限ツール利用状況について調査させていただきましたので、その結果をご報告させていただきます。前回の審議会で佐藤委員様からご提案がございましたので、調査をさせていただきました。結果でございますが、Q1をご覧いただきたいと思いますが、「CS端末用アクセス制限ツールを適用していますか。」という問いに対しまして、県内117市町村のうち既に98の市町村、割合といたしまして83.8%の市町村で適用しているという状況でございます。今回の調査結果につきましては、本日の審議会でご報告させていただきましたあと、各市町村へもフィードバックさせていただきまして、特に「適用の予定はない。」という団体が4つありましたので、現在まだ適用していない団体に対しましては、早期適用の働き掛けをして参りたいと考えております。説明は以上でございます。

不破会長：

ただいまの説明に対して、少し議論をさせていただきたいと思いますが、まず私の方から2点ございます。1つは3頁目の一番最後の質問で、費用対効果、両方合算してよいのかというものに対して、県は新たに1,340万円の支出が増えますと、だけれども県民の側に2,670万円の利益があるんだから、県は支出が増えてでも住民サービスのためにやっていきたいというご回答かなと、つまり両方プラスして住民の側のメリットの方が大きいからこれで万々歳だという議論ではなくて、県はやはり支出は増えるけれども頑張ってやっていきますよというふうに、ここの部分では思ったんですけども、そのあとの試算表を見ますとやはり両方足してプラスになるからいいんだという議論にまた戻っている。このあたり、少しご回答と資料とは違ってくるのではないのかなと思ったことが1点。もう1点はパスワードの管理についてなんですけれども、LASDECの方のご回答として、長野県から申し上げたように、パスワードの管理については抜本的に直すべきであるというご回答があったということで、それは非常に喜ばしいことなんですけれども、実施時期については、県が質問した時点では明言できないと。それから半月近く経っておりますけれども、県ではだいたいいつごろこの部分が改善されるのか、具体的に言いますと来年7月の実施を目指しているわけですから、それまでに間に合いそうなのか、もう少し問題がありそうなのか、そのあたりをまずお聞かせいただきたいと思いますが、

吉澤市町村課長：

まず1点目のことにつきまして、考え方といたしましては、回答は単年度で捉えたときのご説明でございます。先ほど申し上げましたように、システム全体で考えた場合には住基ネット自体がプラスと

ということにはなかなか難しい状況でございまして、その中での全体のマイナスの幅の改善に役立つということでございます。

不破会長：

県にとってのマイナスというのは一向に変わらない、むしろこのサービスをやると県の支出はさらに増えるわけですね。だけれども住民の方にこれだけのメリットがあるのだから、県は頑張っただけをやりたいたいということであれば、議論として分かると思うんですけども、両方足してプラスになるから、両方足してマイナスが減るから県も万々歳なんだということではないと思うんですよ。

それを清水委員さんも前回は…

清水委員：

ちょっといいですか、そこの論点だけで言いますけれども。例えば教育とか道路とかを考えたときに、それにお金をかけること自体は、かけて県にすぐお金が入ってくるわけではありませんけれども、道路について言えばそれが経済の活性化につながり、良い道路にすれば交通事故が起こらなくなるとか、県がやらなければならない交通事故の後処理の件数が少なくなるだとか、教育について言えば、優秀な労働力が育てられて県の経済が活性化されて、それが県にとってプラスになっていくとか、いろいろと考えていけると思うんですよ。だから道路造る、教育に金かけるということは一方通行ではなくて、県の行政全体から考えたときに様々な項目でプラスに上がってくるということは割と考えやすいんですけども、ここでいう県と住民の利益、メリット、デメリットというのは完全に分かれていて、片方が出費することが結局は県の方に利益が返ってくるという説明がなされていない、そこが問題だと思うんですよ。所詮は行政がやることというのは商売ではないわけなので、お金を払います、そこで利益が上がってきますという関係にはならない、それは分かるんですけども、そうではなくて県民のこの利益というのは、ここでメリットとしている部分というのがどういう形で県にとって利益になると言えるのか、その出費というのはチャラになるんですか、あるはさらにそれを超えた利益を計算できるんですという説明ができないと、やはり得した分県民が県に寄付をしますみたいな形にしないとプラスに転化しないんじゃないですかというふうに見えるんですね。

不破会長：

あのこれプラスにならないといけないという話をしているわけではないので、説明の仕方として、県はこれだけ税金をさらに使いますよ、だけれども住民の皆さんどうか分かってください、皆さんにはこれだけのメリットがあるんだからどうぞご理解くださいということで、県は堂々と主張されれば良いと思うんですね。

桜井委員：

私も同じ論点からお聞きしたいというか述べてみたいんですけども、この1ページに今回のアンケートで利用したい人が41%、必要ないという人が40%と拮抗している、これはこの前も議論になりましたけれども、パスポートの申請手続きを理解している旅券申請者を対象としたものという、これ大変大きなバイアスがかかっているわけですね。私は県が多分パスポートにこれを使いたいということで進んでおられるからそちらの方向へ行くのであろうと思いつつ見ておりますけれども、そうであるならば県はやりたいたいということをおっしゃった方がすっきりするんだらうと思うんですよ。こういうアンケートで拮抗してましたと、やってほしいと思う人が4割いましたと、こういうアンケートがあったから私たちもやるんですという、やりたいたいことの意味決定の責任を県ではなくてアンケートにかぶせているような印象が否めません。今申し上げましたように、パスポートの申請に来た方でその手続きを理解している人というのは大変大きなバイアス要素なんですね。これを他の一般の県民に広げた場合、結果はおそらく全く異なる様子になったであらうというふうに思いますから、そのことを

きちんと書かないと、私はこれはフェアな説明ではないと思います。ここから読み取れるのは、住民が必要としているとかしていないということ以前に、県の方でもうこれはやります、やりたいんですという気持ちが前のめりにあるんだろうと思います。であるならば、この審議会に対して、私たちは本人確認情報保護のことについて2年間非常に真剣にやってまいりました。その私たちに対して、住基ネットについての様々な疑問はこれこれありますけれども県としては先行してやりたいんですということを書いていただくことがこの委員会に対する誠実な対応であり、委員会の論議を見つめている県民に対する誠実な説明であろうかというふうに思います。

合木国際課長：

私どもも説明が足りなかったかもしれませんが、住基ネット自体につきましては本人確認情報をどうやって活用していくかというのが大きな課題だと思っております。その中で審議会にもお諮りをして委員の皆様からいろいろな御意見を頂戴して、それを踏まえてやっていこうというのが基本的な姿勢だと思っております。旅券の事務につきましてこれを利用するというのは私ども最初から考えておりましたので、これで誤解があったのかどうかわかりませんが、私どもとしましては、県としてこの事務に住基ネットを利用したいということで、皆様方にセキュリティの面ですとか、他のいろいろな面をご審議いただいているというスタンスで望んでおるつもりでございます。説明不足という点は誠に申し訳なく思っておりますけれども、基本的なスタンスとしましてはそういうことでございますので、その点をご理解をいただきたいと思っております。

桜井委員：

理解できないと思います。住基ネットを利用したいという大前提でこの審議会はつくられたというふうには私は理解はしておりません。

合木国際課長：

審議会がつけられたということではなくて、私どもの気持ちとしまして今回この審議をいただいていることについては、当然住基ネットを利用しないとパスポートの事務の簡素化は図れませんので、その点につきまして皆さんに審議をお願いしているということでございます。

桜井委員：

ここで前提の食い違いがあると思いますね。この審議会が発足したときには、住基ネットそのものに関する考え方も含めて審議するということでもございましたから、今あなたがおっしゃったように、この住基ネットを活用する、利用する、使っていくという意味での諮問委員会ではなかったはずですね。もちろんこのパスポートに関してはいろんな安全の対策とかということで、今あなたがおっしゃったようなことがあるのかもしれませんが、この審議会全体の前提をそのように決められているというのは大変不本意ですね。

不破会長：

あの、どうか今パスポートの発行の部分について議論しているのであって、今おっしゃられたように、住基ネットをどう利用するかが課題であって、その解決策の1つがパスポートだというふうには言わないでいただいて、パスポート発行を簡素化したいんだという大きなお気持ちがある中で議論をしていただきたいと思うんですけども。その意味で、メリット、デメリットをクロスして議論をしてその結果やることになったということではなくて、県としてまずやりたいというお気持ちがあって、それで住民説明もちゃんとするんだということでもやられる、そういうことでよろしいでしょうか。

合木国際課長：

そのとおりだと思っています。繰り返して申し訳ないんですけども、第12回の審議回から具体的なセキュリティ対策等につきまして、皆様方にご議論をお願いしてきた経緯がございまして、そういうことで今進めているところでございます。

不破会長：

私の方で質問させていただいたセキュリティ上の問題で、パスワードの管理のところをお願いします。

吉澤市町村課長：

パスワードの関係につきましては、先ほどご説明しましたように11月19日に申入れをさせていただきまして、その後の状況、時期の明確化につきましては、今日段階ではまだ明らかになっておらない状況でございます。

不破会長：

逐次聞いていただいて状況を次の審議会なり、ホームページなりで出して行っていただきたい。

吉澤市町村課長：

カードの問題で前回ご指摘いただきましたので、それにつきましては逐次総務省等に対して要請をして参りたいと考えております。

不破会長：

各委員の方からご意見をいただきたいと思いますが。

清水委員：

今の関連なんですけれども、行政と住民のメリット、デメリットをクロスさせるということについて、私はまだ、ちゃんと答えをもらっていないと思っているんですけど。先ほど説明したような形で説明していけないとですね、どう考えたっておかしいじゃないですか。例えば、隣の家に土地を提供して隣の家の土地の面積が増えました、向こうはプラスになりました、でこっちはその分減って、両方足せばゼロじゃないですか、と言うような話っていうのはね。計算の仕方とすればおかしいですよ、それは。明らかに得しているのは向こうだけであって、こちらはじり貧になっているだけであって、県が財政的にいくらでも金かける余裕があるのであれば、損しても構いませんよ、県民が楽になるのであればという言い方でいいと思いますけれども、そういう状況じゃないじゃないですか。

ただ、簡素化と一言でおっしゃいますけれども、それはそういう面はあるかもしれませんが、でも、県の財政を更にその出費をして、その分どこか、職員の給与を減らすのか、首を切るのか、あるいは、それよりサービスを下げるとはわかりませんが、そういう形にして、その代わり、その10年に1度住民票を1回取る時に、取りに行かなくていいですよというサービスを本当に県民が望んでいるのかどうか。そういうアンケートの仕方をしていようには見えないし、簡素化と言えれば、県民が納得とすると考えているとすれば県民をかなり愚弄してますよ、ここの県政というのは。県民はそんなに馬鹿じゃないですよ。ちゃんと説明をすれば、簡素化というのはどういうことなのか、10年に1回というのが本当に意味があるのか、県民を馬鹿にしないでちゃんと議論すべきですよ、問題提起をすべきですよ。

私は、実際これは非常に問題あると思っているけれども、でも、結局決めるのは県だし、県民が決めることなので。ただ、その時に検討すべきことは、ちゃんと検討して、決めるべきだということを言いたい訳なんです。その時、簡素化と言え、**「ああ、いいですね。」**という、**「住民票を取りに行かなくていいですね。それ便利ですね。」**というそんなレベルで県民に話をするのは良くないですよ。

そのために、その分さらに県としては、これだけの出費をします、10年後にはどういう仕組みになっているのかわかりません、ということをちゃんと言うべきです。それで、このプラス、マイナスをクロスさせない、面倒なことかもしれないけれども、県がこれだけお金を出すことで、その代わり県民の側にこれだけのメリットが出てくるということではなくて、こういう形で県の方にはプラスになるんですという数字を出していくべきですよ。そうするならば、その県の方のプラスが出費したことを上回らなくても、県民は、「ああ、なるほど、こういう形で県にとってプラスになるのか。」と納得すれば、それはそれでいいじゃないですか。それをあたかも、隣の家の財布にお金が入るから、家の財布からお金が出てっても、両方足せばプラスマイナスゼロですよと言うのは、これは詭弁ですよ。そういうやり方を長野県政がするのは、私は問題だと思えますね。

不破会長：

ぜひ、きちっとした対応を、我々に対する対応ではなくて、県民に対する対応ということで、おとりいただきたいと...

櫻井委員：

ごめんなさい。今回が最後の審議委員会ですから、きちっと申し述べておきたいと思うんですけれども。この、パスポート発給事務に住基ネットを活用することがですね、ここに3ページの所に、目に見える形で県民の利便性を向上させるということを書いてございますけれども、先に清水委員が指摘したようにですね、この場合の目に見える形というのは、極めて小さい物なんです。10年に1回の手続きとかですね、そういったことをやはり、目に見える形で県民の利便性を向上させるという表現を使っているのか、これは、文字を使って仕事をしている人間としてはですね、過大評価ではないかというふうに感じる訳ですね。

私は、さっきご説明がありましたように、県としては、この住基ネットを旅券事務の発行に使いたいんだという大前提をまず示して、これだけの費用がかかります、利便性は10年に1回のことを含めて、これこれこれだけの極めて小さいものです、しかし県はやりたいんです、という位の所まで書いて、県民の前に示すのが誠実なやり方だと思います。どう考えてみても、この旅券事務に住基ネットを使う、住基ネットを活用するというのは、私の頭の中では、あまり合理性がありませんので、私の意見として申し述べさせておきたいと思えます。

不破会長：

はい、その他のご意見もいただきたいと思えますけれども。じゃ、中澤さんいかがでしょうか。

中澤委員：

えーとですね、私は、前回の時も申し上げたんですけれど、まず、県が先ほどから議論になっているように、使うか、使わないかという意思表示をきちっと示すべきだということを申し上げたつもりです。先ほどの国際課長さんも、その意思表示をキチンとされたとは私は受け止めております。

たしかに住基ネットを旅券事務に利用すること、それだけで見てプラスマイナスがあるかどうかという話、それだけで見ると、色々大きなメリットがある、あるいは効果があるということとは言えないかもしれませんが、でき上がっているシステムを、いくつかの仕事で使っていくようになって初めて利益というのは、積み上がっていく物だと思うんですね。そういう最初の仕事になっていくんだと考えております。国際課長さんの示されたような姿勢を、一番最初の時点で示していただくのが、私は一番大事だったかなと私は思っています。

不破会長：

はい、ありがとうございます。吉田委員さんいかがですか。

吉田委員：

はい、私の方からは、情報漏えいが起こる危険性が増えるコンピュータがまた増えるんだなということなんだろうと思います。ですから、そういう危険性を小さくするために、いろんな努力が必要になるんだらうと思っておりまして、技術的にも、それからルールですね、規制という意味でも来年の4月には、個人情報保護法というのが施行される訳ですから、決してこれも自治体は関係ないという話ではなく、自治体にも当然意味のある法が4月から施行されるわけですから、そういった意味で、個人の情報を守っていくと、個人情報を保護していくという観点で新しいシステムをより一層、危険性を小さくするために運用していかなければならない。これにはまた、大変なコストが毎月毎月かかってくるということになる訳ですから、こういったルールですね、いわゆるコンプライアンスと呼ばれているところのカバーも同時に強化していただく必要があるんだらうと思っております。

そういうルール作りを是非とも推進していただかないと、この書類だけです、推進するということだけでは、まだまだ足りない部分というのが出て来るんだらうと思います。

不破会長：

はい、ありがとうございます。佐藤委員さんいかがですか。

佐藤委員：

では、簡単に。基本的にこれは、ジレンマだと思います。私自身IT化とか電子化とかいうことの方角性をそのものを否定するものではありません。したがって、それをそういう方向に持っていく、そのために担保として十分な安全策を講ずるということと並行しながら、流れとして、行政の電子化なり、そのサービスの向上を県民に対して提供していくという、そういう大きな方向そのものには反対はしません。

従いまして、前提となる安全対策を十分講ずるということが必要であって、今回の県での利用に関しては、100%とは言えませんが、そこまでのできる限りの対策をとったと。これ以上さらにお金をかけて、より完璧にするというそういう手段があるわけですが、現実において今県が講じようとしている安全対策が、考えられる危険性を排除するという現実的な解ではないかということで、私は今回の選択に関しては、そういう裏をとった上で進めるということとをですね、県として明確に意思表示をするということに関しては反対ではありません。

不破会長：

はい、ありがとうございます。他の委員さんご意見ございますでしょうか。

清水委員：

ちょっといいですか。この資料はホームページに公表されるんですよね。そうすると、今議論しているところが、このまま出していいのかなという気がするんですよね。例えば、旅券の申請手続きを理解しているこの人達にやったアンケートが、あたかも適切なアンケートであるかのような説明をしているじゃないですか。でもこれは、私は詭弁だと思うんですよね。

申請手続きを理解しているという意味がまた良くわかりませんが、こんなもの初めて申請する時だって、どこだって調べることは簡単にできるのであって、あたかもいいアンケート対象者を見つけてベストのアンケートですよというふうに読めてしまうので、そうではなく、むしろはっきりとバイアスがかかっているということを示した上で言わないと、資料が一人歩きするんじゃないかという気がします。それから、あともう一つの最後のクロスする問題についても、これについては現段階では答えられませんかとはっきり書くべきですよ。

不破会長：

この点について、見解を少し修正された上でHPに載せていただくか、もしくは委員のコメントを掲げた形で載せていただくか、後でご相談をさせていただきます。よろしくをお願いします。

まだご意見等もあろうかと思いますが、時間の都合もございますので、次の審議事項「公的個人認証サービスについて」の審議に入らせていただきます。

これは、公的個人認証サービスを行っているLASCOMと住基ネットを管理しているLASDECとの間の通信にトラブルがあり、そのトラブルが2ヶ月間放置されていたという問題で、何故トラブルが起きたのか、何故2ヶ月も放置されたのか、そもそも根本的な理由は何なのか、システムはどのように検証してきたのか、それらについてこちらから当然のこととして質問させていただいた。それについてのご回答があり、そのご回答を見ると非常に初歩的なところにミスがあったと、基本的なシステムのチェックというものに関係があったということがわかった。そのことについてきちんとここで議論をして、きちんとここでその結果について公表しましょう。そして今はこうなっていますよ、どうぞご安心して下さい。もしくはこういうところをもう少し検証していきましょうねというように進めていきたかった。前はLASCOMの方からこの回答については公表してはいけないという回答があった。私もどこが公開してはいけないのか 何故ですかとお訪ねしたところであります。それについて、県の方から報告をいただきたいと思っておりますのでよろしくをお願いします。

白鳥情報政策課長：

情報政策課長の白鳥政徳です。よろしくをお願いします。資料2でございます。只今不破会長からご説明をいただいたとおりであります。前回10月31日の審議会におきまして、委員の皆様から資料につきまして公開をすべきでないかというご意見をいただきました。

県といたしましても、県がもつ情報については、セキュリティ上問題がある個所以外は全て公表すべきであるという考え方に基きまして、LASCOM及び総務省に対しまして委員の皆様のご意見また県の情報公開に対する考え方を説明をさせていただきました。経過は色々ございましたけれども、この内容につきまして、セキュリティ上問題がある個所はないという回答をいただきました。そのため、不破会長さんともご相談させていただきました。今日お示しをしてあります内容のものであります。この資料を県民の皆様の内容をわかりやすくすることで、若干注釈を追加させていただいたり、表現を変更させていただいた部分はありますが、基本的には前回非公開扱いとさせていただいた資料をそのまま提示させていただきます。これをもって障害の経過について公開させていただきたい。県として公表させていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いたします。

不破会長：

私も、前回この審議会を非公開にした上で、この資料をご提示いただいて議論をさせていただいたところあります。ほぼその内容そのまま今回公開できるということで、やっとできたのかなと思うわけですが、何故エラーが発生したのかということ、基本的には仕様が不十分であった、そしてそれを解釈するということが不十分であった。非常にお粗末なミスがあったということと、そのミスを発見するためのシステム検証というところもまた、十分ではなかった。プロトコルの検証する上でエラーがあった時の検証は、いろはのいで当たり前の事として検証しなくてはならない、そのための検証があるので、そこが行われていなかったということが原因であったということです。現在ではその対策としてエラーのログは常に監視しましょう。そのための人を配置しましょうということで対策をとっていますが、そもそもの部分どのように検証してきたのか、今改めてあらゆるエラーを含めて検証されたのか、そしてプログラムの作り方、仕様の解釈の仕方を改めて検証されたのかということについては、まだ少し不明瞭な部分はあるかと思いますが、現段階でここまでの資料を公開するというところであります。このことについて、委員の方からコメントをいただきたいと思っております。

中澤さんいかがですか。

中澤委員：

私はありません。

不破会長：

吉田さんは。

吉田委員：

こういう問題というのは、システムを開発して運用していく上では良く起こる事なんですね。完璧なプログラム・運用を行うことは非常に難しいことですので、問題を認識した時点で即時対応して改善していくこのスピード・敏速性が非常に重要な問題だと思います。これを放置して非公開とすることで問題を先送りするのではなく、すぐに公表して問題を改善していくという姿勢が非常に重要になってくるだろうと思います。内容を改めて読ませていただきましたが、人間が起こす間違えの部分がほとんどなんだろうと理解していますので、仕様の部分で改善していくためにもっと敏速に情報をオープンにして、よりよいものにしていただきたいと思います。

不破会長：

今まさに吉田さんが言われたとおり、我々はこれで上げ足を取るとか、これをもって住基ネットを一切ダメなんだという根拠にするつもりは全くございません。問題があれば問題をきちっとオープンにした上で、皆でどうすればよくなるのか安全になるのかを議論しましょうというつもりで今審議していただいています。清水さんいかがでしょうか。

清水委員：

前回言ったので改めてということはないと思いますが、どうしてこんなに時間がかからないとこれを公にできないのかな。何を公にして何をクローズにすべきかということの、情報に対するその場での判断ができていないという感じがする。この手の問題は、そもそも最初にどういう場合にはどこまで出すかを考えて、極力やはり問題をリアルタイムである程度の情報を出していくという形にしないと、時間が遅れば遅れるほどその被害が広がってしまうことがありうる訳なので、その時に責任のなすりあいをしてでも取り返しがつかないことだって起こるわけだから、我々は前回の時に、もうこれをそもそも全部公表しても良いのではないかと誰もが言っていたが、それがL A S C O Mと県との間のやり取りでは県はそれができなかった。当の本体の方も考えることができなかった。こういった問題は、ばかばかしい問題であるが、これから色々な問題が間違いなく起こっていくわけで、いくらお金をかけても問題は起こってくる訳なので、今後どうしていきましようということについて、相手方ときちっと話をして長野県ではこういう場合には、どんどん質問をしていくし、それについては、県民にも公表していきましようという話を詰めて行っていただきたいと思います。私達審議会がこういう風に議論しなかったら多分出てこなかったのではないのでしょうか。

不破会長：

佐藤さんいかがですか。

佐藤委員：

私からみれば、非常に信じがたいミスだと思います。L A S C O MとL A S D E Cの間のデータのやり取りがこのシステムの本質ですから、そこが機能しないということは考えられないミスであると思います。それが1点。そしてそれを基本的には隠そうとしている。セキュリティ上の問題だということを口実に本質的なところを隠している。こういうようなシステムを国の関係するような機関が運用する、

こういう態度ではたして国民の重要な情報をちゃんと良い管理をするというだけの意識と責任を持っているところなのか。そういうところが日本国民全員のデータを管理しながら運用している事に対して、県民あるいは市町村我々はそこに委託している訳ですから、そこを監査する、そしてちゃんと機能しているかどうかをしっかりとみていくということをちゃんと監督していくことを、我々は継続してやっていかなければいけないと思います。

不破会長：  
桜井さん。

桜井委員：

住基ネットにどのように向き合うかという県の姿勢そのものに関わってくると思う。事業において委託する側と委託される側を考えれば、委託する側がいろいろ注文をつけて、こういう風にやってほしいとか、こうあるべきだと意見をいう立場ですけれども、どうもこのケースなどをみてもですね、委託された側に全てをリードされているような感じがしてなりません。つまり県の側に、どうやって県民の情報を市町村と一緒に、市町村を代表する形で積極的に守っていく心構えがあるのか疑ってしまうわけでございます。そもそも住基ネットということについて、県がどういう風に捉えているのかというところが基本的な問題なんだろうと思いますので、原点に戻って考えてみますと県の担当の方にはある意味でお考えを改めていただかなければならないのではないかと思います。流れのままになってはダメなんだということです。

八重田企画局長：

L A S C O Mにつきましては、私ども先般もお話しましたが、厳しく申込み、異議を申込み、誠に遺憾であるという事をお伝えしてあります。ただ向こうも今回は時間がかかってしまったが、審議会の皆様のご指摘もとても力になり、こういった形で全部オープンになったわけでありまして。私どもとしてはL A S C O Mに委任していますし、公的個人認証サービス都道府県協議会というものもございまして、そういったところでも、しっかり住基ネットについては情報漏えいの危険性があるんだということは十分認識しているので、そういった危険性はあるわけですから、私ども、委員の皆様からもその都度、これからやっていく上で、一生懸命チェックして行かなければいけないよということで、問題が起きないようにやっていきなさいという基本姿勢は続けていきますし、これで、今不破会長からも言われましたが、そのままオープンになったということは、今まででは考えられないことであつたわけなんですね、ですからこれはとっても前進だと、2ヶ月もかかってしまいましたが、これからも頑張りますので是非お願いしたいと思います。

不破会長：

オープンになったことが前進というよりも、当たり前なことだと思っていますので、オープンにするということについて、私は別紙でオープンということはどういうことなのかということについて書かせていただいていますのでよろしくをお願いします。

これについてはよろしいでしょうか。引き続きまして資料2 - 1について、電子申請。届出システムについて事務局の方から報告があります。

白鳥情報政策課長：

会長さんが言われた資料2 - 1の一つ前に参考資料というものがありますので、またご覧になっていただければと思います。電子証明書の発行状況でありますとか現在行われております省庁の事務について、前回佐藤委員さんからもご指摘をいただきましたので、掲載してございます、ご覧になっていただければと思います。

続きまして、資料の2 - 1でございます。3枚程の綴りになっておりますけれども、電子申請・届出システムのオンライン化につきまして、若干説明させていただきます。

県におきましては、市町村と共同いたしまして電子申請の取り組みをこれから始めていきたいと考えております。これらのシステムは個人情報扱うシステムであります。委員の皆様からご意見をいただきながら進めてまいりたいと思っておりますので、若干お時間をいただきまして説明をさせていただきます。資料2 - 1でございます。電子申請・届出システムのイメージを表したものでございます。ご案内だと思っておりますが、左側に申請者ということで、住民の皆様や企業の方々が、自宅でありますとか事業所からパソコンを使いましてインターネットから申請書等を提出するというのがシステムを作りますと可能になります。これによりまして県や市町村の役場等へ出向く必要がなくなる、受付時間の制約がなくなるということがありまして、もちろん紙の申請は残るわけではございますが、こういった観点からいいますと住民サービスの向上が図られるというふうに考えています。この際、既存業務 右側にあります県・市町村で行われております既存業務システムとの連携をとりながら、申請者から送られてまいりますデータの受信、真中にありますが、電子署名の検証でありますとか、申請書の内容表示、審査結果の通知等の機能を有するいわゆるフロントオフィスといわれております電子申請・届出システムが必要になります。このシステムの開発をこれからしていかなければいけないわけなんです、より費用の軽減化という点、またセキュリティ度合の高いものを確保するといった観点から、県・市町村で共同構築、共同運用といったことを現在考えておりまして、市町村と検討をしている段階でございます。このシステムを構築するにあたりまして、調査でありますとか、基本計画を策定してまいりますが、長野県の実況にあいましたもの、またセキュリティ対策を考慮した安全性の高いシステムを検討して参りたいと考えております。

2ページをご覧下さい。2ページはオンライン化のスケジュールでございます。こんな形で平成19年度以降を目途ということになっておりますが、第一段階といたしまして、基礎分析調査を行うということで考えております。それを受けまして平成17年度以降になりますが基本計画の策定をさせていただきたいと思っております。それを受けまして第二ステップに入るわけでありまして、この段階で、住民サービスがオンライン化に伴いまして本当に向上するのか、行政事務の効率化が本当に図られるのかという観点、経費の問題も当然関わってきますので、それについて、十分検討した上でシステムの構築をし、運用に入って行きたいと考えております。18年度の早い段階で実施の時期ですとか規模を検討してまいりたいと考えております。

次に資料の3ページでございますが、ご覧いただきたいと思っております。若干細かな資料で大変恐縮でございますが、12月補正に予算計上しております、電子申請・届出システム基本計画策定調査事業についてでございます。この事業は趣旨のところをご覧いただきますと、国や先行都道府県のシステムを利活用しながら進めていきたいということで、必要となる既存業務システムとの連携や現在行われております手続業務フローなどの問題点、その解決策につきまして調査・分析をして、移行計画を策定するものでございます。2の事業内容であります、財団法人地方自治情報センターの委託事業というもので実施をさせていただきたいと考えております。予算が整いましたら12月末から事業を開始しまして、17年2月まで実施したいと考えております。実施は、長野県及び関係の自治体、希望をいただきました11団体の業務を実施をしたいと考えております。

この基礎分析調査に実施によりまして、低コストで安全なシステムの構築が可能となるほかに、後々の運用におきましても、特定の業者に偏らないオープンなシステムの構築が可能になるものと考えています。超事業のイメージは右に記載しているとおりですので、ご覧いただければと思います。

なお、オンライン化の対象となる申請・届出としましては、現在インターネットからの様式のダウンロードが多く、利用が見込める手続きや遠隔地からの申請・時間外の受付など住民の利便性の向上が見込めるものを考えています。具体的には、県では職員採用試験申込、競争入札参加資格審査申請、情報公開請求の書式について検討してみたいと思っております。市町村の段階では、10程の事務を考えていますが、軽自動車の納税証明でありますとか、水道の開閉栓の申請でありますとか、各種講座の申込書であ

りますとか、保育園の入園更新申請でありますとか、そういった事務を考えておりました、システムが可能であるかどうかの分析をして参りたいと考えております。

これらの分析調査を進めるにあたって、是非皆様の意見をお伺いさせていただきながら、よりよいものにして参りたいと思います。どうぞよろしくお願ひします。

不破会長：

ありがとうございます。この届出システムというのは、これからますます需要が出てくるんでしょうけども、インターネットから住民の方が、申請を出すというインターネットの利用の部分と、それから、L G W A Nを使うシステムになりますので、L G W A Nのシステムの問題、ここに公的個人認証が関与してくるということで、セキュリティ上の問題をはじめとして、いくつか懸念されることが出てくようと思います。L G W A Nだから大丈夫だからとか、インターネットも暗号化通信を行えば、ただ暗号化通信という名の下で行えば、大丈夫だということは決してありませんので、どのレベルで暗号化するのか、どこまでが暗号化の範囲なのか、それからL G W A Nの管理はどうなっていくのか、L G W A Nの途中はどのようなものが介在していくのか、いろいろな観点できちっとここは議論しないといけない、何もかもだめと言っているのではなくて、逆にきちとした管理をすれば、日本をリードする新しい安全なシステムというものの構築が可能だと、長野県はこの届出システムはやや出遅れた感もありますけども、出遅れた分だけ、いろんな問題、それから、住基ネットをはじめとして、我々、ここまでセキュリティについて議論を深めてきた経験、長野県としても経験がございます。その意味で、少し遅れて始めますけども、少し遅れたことが逆にメリットとして、新たなリーダーになっていけるのではないかとこの気もいたします。

これについては、まだ詳しいことが分からない、これから詰めていくということで各委員にご意見を、と言っても、結局県にいろいろ聞くだけになっていしまいますので、審議会としての任期もこれで終わりますけども、この点について、出来ましたら、各委員におかれましては、いろいろな懸念されることなどを、県の方へメールなり、電話なり色々な形で、伝えていっていただいで、是非我々のこれまでの2年間の経験を生かしていくようにしていただければという風に思っております。

これについては、ちょっと今審議ということではなくて、我々の方も、任期が終わっても、出来る範囲で協力をさせていただくということをお願いに留めたいと思います。意見は。

清水委員：

住基ネットも議論してるんで、公的個人認証も参加しないかと言われている立場でもあるんですが、日弁連で一昨年に入権大会で住基ネットを取り上げたときにですね、本人確認はどれだけの業務で必要とされているかというのをチェックしたことがあって、市町村264事務というもので、結局全部やりきれなかったのですが、既に法律で本人確認を必要としているものでも、ここまで必要ないんじゃないかという項目を見つけて、その、法律には書いていないんじゃないかという、264事務の中では本人確認をするようになっているとかですね、そういうものが入り乱れているんですね。私はどちらかというと、本人確認に関するデータはなるべく少ない形で提供しておけばいいんであって、どこでも同じ様に4情報、6情報出します、という形にはしないほうがいいと思うんですね。例えば市町村レベルでは、性別情報は必要としないというところが増えていきますよね。その点からすると、公的個人認証、住基ネットというのは、時代遅れであって、4情報、6情報は必ず取り出すというやり方をしている。そうすると、それを使う場面というのは、限定的に考えていかなければいけないわけで、この参考資料を見てふと思ったのは、どこの省庁でもやっているんでしょうけど、例えば国土交通省と法務省に情報公開っていうのがありますよね。これは情報公開請求するときには使えるという意味だと思うんですが、情報公開請求については、どこのだれが請求したかという氏名と連絡先さえわかればよく、本人確認はいらないんですね。実際の運用では、どこでも本人確認はしていません。身分証明見せなさいとか、印鑑押しなさいとかそういうのがなくて、そういうものは外国人であろうが、子供であろうが、記者であろう

が請求すればOKというのが情報公開の仕組みなんだけども、電子申請できますよというのは、本人確認しますよ、と言っているんですよ、同時に。

それはおかしいと思うし、それと、請求書を（電子申請で）出すことはできるんだけど、そのあとの印紙はどうするのかとか、現金はどうするのかとか、そういったことが全くアナログなんですね。

しかも印紙については、コピー代が60円とか70円だった場合、10円の印紙を付けなさいとかですね、印紙を扱っているところを探すのも大変なんですね。それと今日の資料2-1で、カラーで出ますけれども、従来ですとデータというのは、写真ではなくてベタの文字で出ていたから、フロッピーでももらう方が、紙でもよりかはるかに安かった。重たくなくて非常に便利だった。それが今、国がやっているのは、データを写真、カラー化することによって、データで取ると、非常に金がかかってしまう。そのためにむしろ膨大な紙をもらったほうが安くなってしまいかですね、こういう風にやると便利になりますよ、という説明はしているんだけど、トータルとしてそれは、その制度を使うことによって便利になるのか、コストが安くなるのか、あるいは必要もない個人データを出さずに済むようになってきているのか、そういうことを考えないで作っているとしか思えないんですね。なので、この図は美しいんだけど、実際情報公開一つをとってみてもそうなんです、全然むしろ便利になっていない。電子化すれば「進んでる」「便利になる」ということではない。その逆になっている面さえあります。

あとカラーデータ化、写真ですね。土地の登記簿でも、ネットで閲覧できますよというんだけど、現場ではパラパラめくったほうが早いし、比較もしやすいですよ。ところが、電子化により写真で見せるためにダウンロードするのにものすごい時間がかかるようになったんです。高速処理できるものを使えばいいのですが、どこの自治体でも対応できるわけではないし、やはり直接紙情報として見た方が早い、比較しやすい。電子化したことで実際の業務が停滞しているところがあるんですよ。

なので、仕組みとしては美しい、便利になりますよ、申請が簡単になりますよという。問題は申請のところではないんですよ。最後のところまでが利便性が高まるか、コストが安くなるか、安全性が高まるか、必要のない個人データを出さなくて済むか、というところをトータルでみなければいけないんですよ。そういったことがきちんと考えられているかってことに疑問を感じます。

不破会長：

これで何もかも電子化すれば万々歳だというのは決してありませんので、今清水委員のおっしゃるように、トータルの中で議論していきたいと思えます。これについて、また各委員さんのご協力をお願いします。

それでは、第3番目の審議事項、総括の部分に入らせていただきます。私ども長野県本人確認情報保護審議会では、任期が2年となっております、明日でその任期が終わると。法律で設置が定められている審議会ですので、審議会自体は継続ですが、私どもメンバーは明日で任期を終了し、また、新たな委員がその責務を引き継ぐこととなります。ここで、最後にこれまでの審議会が行ってきたことを総括して、続いて各委員の個別の意見を述べていただいて、この審議会を締めくくりたいと思えます。

なお、詳しい報告につきましては、報告書を作成しそれを配布させていただくとともに、HPでもこれを掲載しますので、多くのご意見をいただければ幸いです。まず、私の方からこの審議会の活動を、ごくごく簡単に説明させていただきます。

資料3がいくつかの分割になって、その最初のもので、それ以降は各委員の所感、それから資料ということになっております。最初の資料3に基づいて、ごくごく簡単に審議会の活動について報告します。この2年間の審議会の活動というのは、大きく3つのフェーズに分かれていると思えます。

この資料の3ページ目にございます。1つ目のフェーズでは、審議会の発足した一昨年の12月から昨年の5月までのフェーズで、このフェーズでは住基ネット運営の現場を我々が回り、現状の住基ネットそのものを調べるフェーズです。そして最初県の事務局が審議会に提出した書類上の住基ネットと、現場で様々な市町村で用いられている、ネットワークの間で大きな違いがあるということ、そして現場

では、住基ネットの担当者が大変な思いをされて必死に運営されていると、そして、インターネットと庁内ネットが不用意に接続されているケースがあるということが分かりました。2つ目のフェーズに移りまして、昨年5月から8月までの期間が第2フェーズだと思っております。最初のフェーズで明らかになったインターネットとの接続問題を、緊急のセキュリティ課題として、これを解消するまでの一時的な期間、ネットワークから離脱を中間報告として、提出させていただき、そのあと、各地で説明会を開いたというフェーズです。中間報告は大変大きな議論を呼び、流れをつくり、説明会では様々なご意見をいただきました。また、この時期、多くの市町村のご協力のもと、最終的には、インターネットと庁内ネットワークとの分離が、長野県では進んだということが分かりました。3つ目のフェーズは昨年8月以降のフェーズです。5月の緊急報告のあと、各地を回り、いろいろなご意見をいただいたことを受けて、住基ネットに関する長野県独自の安全策を提言して、その実施を県に求めていったフェーズです。正直、昨年間は、なかなかこの安全策が実施されず、何度も審議会で、県の態度を批判しましたが、現在は県が実施した侵入実験を踏まえた安全策は、より具体的になり、現在の審議会も、報告した市町村から出された安全策にもつながっております。また県の圏域ネットワークにもこの安全策が取り入れられ、着実に安全策の実施がなされようとしております。この審議会は、県民の個人情報保護のための審議会です。そして、保護するためであれば、相手が国であろうと県であろうと、きちんと問題点を申し上げてきたつもりです。そして問題点を改善する具体的な策についても、出来るだけ提言してきました。この姿勢は2年間一貫してきたつもりでありますし、住基ネットだけでなく、公的個人認証の実施にあたって、パスポート発行業務にあたって、その態度というのは貫かれてきたというふうに思っております。また、国もこの審議会の問題提起や、提案をさせていただいたあとは、ほぼ同様の通達を出して来られて、またその補助金等も示して来られております。その意味で審議会としては、住基ネットの安全策の向上に少しは関与させていただいたと思っております。審議会で行ったことは、県のHPにある審議会のページにセキュリティ上問題となる部分をのぞいてほぼ全て議事録として資料を示しておりますので、詳しくはそちらを見ていただくことが、性格で明らかになると思います。

こちらの報告書では、その意味でも無用な重複を避けて記載をしております。ただ、安全策の実施はまだ道半ばですので、その実施を急遽求める意味で、報告書に安全策については、詳しく書かせていただきましたし、ただその安全策を実施するのは県の責任で、強い決意を県は示していただいて、市町村とともに安全策実施を着実に進めていっていただきたいと思っております。審議会の委員というのは、様々な立場の人間が、ここに集まっております。各自が住基ネットについて持っている思いや立場はそれぞれ異なります。しかし、審議会ではその立場の違いを超えて、本人確認情報の保護の一点で互いに協力をし、精力的に調査を行い、様々な安全策や改善策の提言をして参りました。その間、各委員はそれぞれがいろいろな思いを込めて活動をしてきましたし、委員の中には、その思いをある程度は世間に発表できる立場におられたわけですが、大多数の委員はそのような表現の場を与えられずに、活動をして参りました。審議委員を終えるにあたり、各委員が改めてその思いを、思いは大変膨大ですので、それぞれ報告書という形で表現をさせていただいております。また、本審議会でも順次、思いについてご発言をいただきたいと思っております。ただ、時間の関係で、皆さんしゃべりだすと30分、1時間という皆さんばかりですので、申し訳ありませんが、お一人5分から8分程度でお願いしたいと思っております。では、私はあとの時間の調整役ということで、4-2の桜井さんの部分から。この順番でよろしいでしょうか。

桜井委員：

はい。2年間、すごく面白かったな、と思います。いろんな厳しい議論はいただきましたが、県下の市町村を巡ってですね、実際に住基ネットを担当している職員の皆さんのご苦勞も分かりましたし、思いも理解できたと思います。様々な調査を長野県の下で行うことができたことは本当によかったと思います。多くの都道府県の中で、この県ほど、住基ネットの問題について真正面から取り組んできた県は無いと思います。そのプロセスの中で、この県ほど住基ネットの抱える技術的な問題点、人間が関与するという意味での人間の問題点、経済的な問題点、将来展望という意味での理解、そういったことを含め

て、全体的な像が明らかにされたことは、何よりだったと思います。私は、住基ネットに関する委員会に参加したときに、先ほど少し触れましたが、住基ネットを活用するための審議委員会という意識は全くございませんでした。住基ネットはそもそもどういうものであるのか、必要なものかどうなのか、必要であるとしたらどのようにセキュリティを高めていくのか、必要で無いとしたら何をしたらいいのかという、全く白紙の状態に住基ネットに取り組むという心づもりでこちらに参りました。その立場から申し上げればですね、この委員会を通して県の協力を得て分かった事実は、明らかに住基ネットは必要ないという判断を私はいたしました。その意味において、今長野県は技術的な問題もございまして、県が（住基ネットから）抜ければ市町村が取り残されるということもあり、市町村のある意味では保護的な立場に立たなければならないという責任を考えますと、きわめて根の深い矛盾を抱えているということは理解できます。その矛盾の中で、うちが模索しているのは、現実的な微方策に過ぎないと思っています。このように言うと、担当課長の皆さん方やお仕事しておられる方々には、非常に申し訳なくかわいそうなことだとは思いますが、住基ネットに対して真正面から取り組んできた私としては、やはりどのような事情があっても、県が行っていることは、本質的な解決には程遠い微方策であろうかと思っております。先ほど清水委員から十年先の例えばですね、パスポートがどのような状況になっているか、誰も分からない訳ですね。9・11のテロ以来、良い悪いは別として、非常に大きな変化が情報及び本人確認ということについて起きておりまして、その中で、このパスポート事務がどのように変わっていくか分からない。

また、住基カードの発行は、県内で0.32%でございます。今日の新聞でしたか、全国平均でも0.3%でございます。総務省が掲げていた目標よりもはるかに低い所で低迷している。しかもこれまでに総務省は大変な努力をして、叱咤激励をしてもっと住基カードを出しなさいというふうにお尻を叩いてこの数値でございますから、明らかに国民は住基ネットにソッポを向いているということ結論づけざるを得ません。そのような中で毎年運営に5億円以上かかる。事故が起きたときの対策費はどのくらいかかるか分からない。セキュリティを上げるためのコストは膨大なものがある。しかもそれは一度こっきりのものではなく毎年毎年続く費用でございますから、総費用に比べてどれくらいのメリットがあるかと思えばですね、これは漫画にもならない馬鹿馬鹿しい仕組みでございます。また時代は地方分権というふうに言われております。地方自治体がしっかりしなさいと、あなた方は自分たちの行政を自分たちの頭で考えなさい、自分たちのハートで住民のニーズを感じ取りなさい、中央政府はもう面倒見ませんよ、もっと自律せよと言われているときにですね、この住基ネットほど地方自治体及び国民を馬鹿にした仕組みはないと私は固く感じ取っております。総務省はこの住基ネットを始める時に何と言ったか、全国の首長さんから是非このようなものを造ってほしいから、熱い思いを込めて依頼されたから総務省は造ってやったんですよ、というのが片山総務大臣の言葉でございました。でも私たちは県下の市町村を調べてみた所、一つとして私たちが造ってほしいと言いましたというところはなかったんですね。となればこれは最初から偽りの構造の中でできている仕組みでございます。押し付けられて、コストも地方自治体の負担である、人間もそれに合わせて訓練したり雇ったりしなければならない。問題が起きたときの責任は地方自治体にある。国は国民の情報を掠め取るだけで何の責任も負わない。そのような隷属するとか屈するような精神構造の中で押し付けられている住基ネットを長野県は最初は疑問符をつけて問題視いたしました。その姿勢にひどく感銘いたしました。だからこそ私は一生懸命にこの問題に長野県で取り組んできましたけれども、今、目指している方向性は果たしてその趣旨に戻ってみれば正しい方向なのかどうなのか。このような国家に隷属するような押し付けられることをまるで半分くらい歓迎しながら大きな潮流に身を任せるような受け入れ方がいいのかということを私は最後に強く申し上げておきたいと思っております。ここに短いレポートを書きました。書くにあたってはですね、うーんと書こうかと思ったんですけど、もういろんなことを考えはじめるとある意味たびれ始めてしまいまして、このような短いレポートになりましたけれども、私の胸の中には烈々たる思いがある。こんなことでいいはずがないでしょうということ突きつけて終わりにさせていただきたいと思っております。

不破会長：

はい。ありがとうございます。続きまして佐藤委員さんどうでしょうか。

佐藤委員：

レポートで7項目ほどあげさせていただきました。基本的には住基ネットのシステム形態並びに安全性の確保の問題。それからそもそもいろんな電子化をするにあたって住基ネットは本質的にどこまで必要とされているのかどうか、ほかの手段はないのかどうか、あるいはその形態がそれでいいのかどうか、そういうことに関して少しマクロな意見をまとめさせていただきました。簡単にポイントだけ申し上げたいと思います。1つ目はですね、去年夏の公開討論会で基本的に分かったことは住基ネットの安全性というのは市町村の責任の上に成り立っているんだということでございます。経過はいくつかございませうけど基本的に市町村の責任であるということが非常に明確になった、その分だけ市町村は自分たちの安全性を十分に確保しながら運営しなければならないということ、我々は指摘をしたということでございます。それからこの討論会の中において一般論としてのインターネットの活用とかIT社会とか、世界に物が売れなくなった、今度は情報発信なんだということ、国側の委員の方がおっしゃったわけです。つまりコンテンツが重要であると。その環境を整備するために住基ネットがあるんだというような、そういうような論法で話をされましたけれども、私自身はそのIT化とか情報発信していく、コンテンツが重要であるという方向に関しては大賛成でございます。しかしながらこれと住基ネットの説明、我々がこの討論会で問題にした安全性とか必要性そのものが議論が摩り替わってしまっているということで、全体の方向はよろしかったんですけども本質的に安全性というものをもう少しちゃんと議論しなければいけないということがこの討論会で分かったんだと思います。あとですね、基本的には市町村がそれを自分の責任でやるという必要性があるということが明確になったわけですから、それをどうやって市町村が自分たちの安全性を確保するか非常に重要なわけで、それに対して市町村任せではなくて、私は国はそれを市町村に対して半ば強制的に押し付けたわけですから、後の安全性確保に関する国の責任として安全性を確保する義務と責任があるということ強く国に対して要求していきたいと思っております。2番目の問題は情報セキュリティの確保ということで、セキュリティポリシーが制定されたり各市町村では検証されたりしているんですが、非常にそれに関しては、型通りの単なる研修会ではなくて職員が自分の身体で安全性というものを、個人情報保護にあたるということ徹底して覚え込ませない限りには、なかなか真の安全性の確保、個人情報保護ということの採用はできないということ申し上げております。ファイアウォール云々という問題もありました。相当その議論もしましたけれども結論からいうとファイアウォールがすべてではない。それから国が安全だと言っているけれども必ずしもそれは正しくないということが明確になったわけでございますから、あとは市町村の現場において職員一人一人が自分の問題としてここに列挙してありますけど、安全性の確保のために日々努力することが非常に重要であろうということでございます。3つ目はですね、この個人情報を必要とする電子サービスの問題ですけども、住基カードそのものは先ほどの話で0.32%、0.35%しか発行されていないということですから、基本的には国民はそれを要求していないわけでありませうけれど、それに対しまして、それを今後より有効にするためにということで住基ネットの意義をですね、広域交付とかという問題から個人認証という形の方に意義が移ってきたわけでありませう。移ってきたという意識してそちらの方に住基ネットの存在意義を求めてきたという感があります。その電子社会において、そういう個人認証をしていく、電子証明書をつけて電子メールをするということ自体、今日提案がありましたものは今後検討していくわけですけども、そういう流れそのものはよろしいんですが、それを実際に実行していくにあたっては、やはり様々な手段を検討した上でそして個別にその是非を判断しながら進めていく。そのために国が一定の方向を出したとしても、国の出す情報が充分にその根拠のあるものとして示されて、それを国民、県民が判断をして自分たちの問題としてその電子申請システムを取り入れることが妥当であるということを検討しながら進めていく。そういう意味の情報開示が今の段階でまだ少ない。ただ一方的にいつの間にか決まってしまう、したがってやるんだということではまずい

わけで、住基ネットしかり公的個人認証しかりという方向であったと思います。したがって同じ轍は踏まないということでありますと、今後の電子申請なり、社会においては、そのところは十分に受け入れる側が自分の問題として吟味をしながら取捨選択をしていく必要があるかと思えます。

そういう意味では、公的個人認証ですから、個人認証は公的ということがついている限りにおいては、個人が役所に対して申請をするものに対する、いわゆる電子認証でありますけれども、国民の側からしますと、実は役所にいろいろ申請をするよりも民間の取引としての電子化ということのほうが日常的に利便性がもたらされる可能性が高いわけであります。そうしますと、民間取引において本人確認をいかに安全に正しく行うかということが重要になってきて、今後ですね、民間における個人認証のシステムというのがより広がってくると思うんですが、その時に重要なのはですね、民間が使うということは公的な機関の証明書ではなくて、民間の認証局が自ら発行する民間の電子証明書でございます。その民間の電子証明書が民間の取引に使われる。その民間の電子証明書の中にどのような情報が入るか、それがどのように民間の中において流通していくかという、そういう視点もやっぱりチェックをしていかなければいけない。具体的には名前だけではなくて、住所、性別、生年月日等ですね、役所において記録されるような情報も、その民間の電子証明書の中に、もしかしたら入っているかもしれない。そのことを使う人たちはちゃんと認識をして、民間の電子認証の仕掛けというものを考えていく必要がある。サービスを提供する側も、そこをちゃんと周知徹底をするということをしていく必要があるかと思えます。

あとですね、時間もありませんから簡単に申し上げますけども、住基ネットの本来の意味が公的個人認証の基盤であるということが、最終的な総務省側の主張でございますけども、そうしますと、本当に公的個人認証のために、その住基ネットが必要であるかどうかということ、技術的な観点で、システム的な観点で、これを一回検証する必要があるということで、レポートにいくつか書いてありますが、結論から言いますと、失効管理のために有効であるということですから、いかにその失効情報を正確に、公的な認証局がそれを管理できるかということですが、結論から言いますと、それは必ずしも住基ネットからの異動の連動でなくて、窓口でちゃんと担当者が異動データを登録すれば処理が実現できてしまう、そういう選択肢もあったわけであります。ですから、このところはもう少しちゃんと吟味をして、もう少し国はちゃんと説明をしていく必要があるだろうと思えます。あと、ネットワーク形態そのものをマクロに捉えますと、今でも住民票の移動とか広域交付というのは、市町村と市町村がお互いにピア・トゥ・ピアで情報のやり取りをして成り立っているわけです。必ずしもその時に全国センターないし県センターのデータベースにアクセスしなくても、エンド・エンドで通信ができるようなシステム形態というのは実は今も既にあるわけです。従って、必ずしも全部のデータをL A S D E Cが管理をしながらそこを経由しなければならないというわけではない。これはもう現実に今のシステムはそうになって、一部そういう考え方が入っているわけですから、そのシステムをもう少しですね、考え方を積極的に採用することによって分散管理という、分散データベースということによる実現、すなわち、分散というのは、データを本来管理すべき主体である自治体ですね、自らの責任において自ら手の届く範囲内で管理をしながら、必要に応じて相手とやり取りをする、これがシステム的にはできるという、ある意味では可能性、方向性が見えているわけですから、少し長いスパンになりますけども、そういう視点でこの住基ネットというものを見直していく。我々の第3次、第4次の提案というのは、ある意味においては、そこにつながってくると思っております。

最後、2年の総括として言うことですが、我々は、市町村のためにやってきたつもりでございます。しかし、一部において、一部の市町村の皆さんと我々の活動が少し齟齬が生じたということで、一生懸命やってきたんですけど、十分その真意が伝えられなかったという局面があったことは非常に残念でございました。安全性そのものに関してはですね、100%はないわけで、我々は100%なきゃいけないということは申し上げてない。一定のレベルになって大局的にサービスレベルが向上されるなら、それは導入をするという決断も必要だというのが政府の高官の発言でありました。ある程度、賛成をします。しかし、一定のサービスレベルを向上させるなら、という前提がついている。じゃあ、果たして

今の住基ネットのサービスがそのところを担保しているのかどうか、そこまで国民が要求しているのかどうか、そういうところは現実の発行枚数と認識をしながらですね、その時期の判断をちゃんとしていかなければいけないと思います。

私自身はITをやってきましたけれども、ITとかネットワークをやっている人間が、何でこの今回のような問題に関して反対をするんだという、非常に短絡的なご指摘もいただきましたけれども、我々がある程度先を読める、技術を読める、危険性を認識できるがゆえに、ただ単に盲目的、がむしゃらに突き進んでいくことのその問題点を指摘をしてきた、そういう役目が我々の中にあっただのではないかと思います。IT化というのは非常に重要ですけども、しかし、その扱うものが人間の仕事ですよ。生きてる人間の個人情報を扱うと。これがいかに大切であるかということ十分に認識しながら、今後のネットワーク社会を築いていきたいと思います。以上です。

不破会長：

はい、ありがとうございます。引き続きまして、資料4 - 4、清水さんのほうからお願いします。

清水委員：

はい。2年間やってきまして、その間にここで審議されていることが、ちゃんと、議会や県民に伝わってなかったなというのを痛感しました。我々、ほんとはここでいろんな議論をして、いろんな立場でいろんな議論をして、事務局の方にも資料提供してもらって、事務局からも意見もらって、おそらく全国に間違いなく、ほかに比類のないものすごい広い議論ができたと思います。そういう場を田中知事が設けてくれたということ自体は、それが実際の面でどこまで反映されたかはともかくとして、こういう場を設けたこと自体、非常に意味があったことだと思います。間違いなく、総務省にしても、対外的には長野は何やってる、審議会は何やってるんだという言い方をしていますが、実際に彼らが我々と議論した、我々が問題提起した後何やってるかといえば、我々が問題提起したこと、そのとおりのことをやってるわけです。法律的な、技術的な問題、管理の問題として、長野県が提起した問題というのは、ことごとく当たっていたわけです。センター方式、上伊那でやってきたような、ああいう形のものの方がもっと効率的にいけるんじゃないかと言ったことも、まさに総務省は対応しているわけです。田中知事がこういう場を設けてくれたということは、ほんとは住基ネットの是非はともかくとして、ネット社会に対して自治体はどう関わるべきかということに対して、非常に重要な問題提起を長野県はしたわけで、そのことをやはり議会にも県民にももっともっと知ってもらいたい。次の審議会も、そういった意味では単にひとつの政策について賛成、反対ということにとらわれることなく、それももちろん重要なんですけども、この国のことも考え、この県のことも、県民のことも考え、積極的にどんどん問題提起をしていってもらいたいと思います。

私は、今回ひとり法律家、弁護士としてこの審議会に加わったわけですけども、この中で痛感するのは、国においても自治体においても「法による行政」が行われていないと。人による行政、力による行政、金による行政、わけのわからない事が行われている。「法による行政」が行われていないことに関する問題の指摘が、議会でもマスコミでもちっとも取り上げてもらえない。ここに、非常にもどかしさを感じました。「法による行政」というのは、法律家から見れば、思いつき、行き当たりばったりのことはやってはいけませんのであって、合理性、効率性、公平性、そういったものが基軸となって、ひとつの基準に基づいて行政というものは行われていかなければいけない。

にもかかわらず、住基ネットに関していえば、もう既に指摘されているように、地方自治体が望んで作った仕組みではない。立法上において大きな嘘があるわけです。嘘がある法律というのは、まともに機能しないんです。そういった法律は、廃止をするか、大改正をするかということをしなればいけないわけです。それがなされていないというのは、依然として自治体においても国においても「法による行政」が行われていないということだと思います。

住民基本台帳法を見れば、国が一番上で、県がその次で、その下に市町村があるというふうになって

いません。むしろ、これは市町村が主役だと明確に書いてあります。ですから、知事がどうせいというような問題ではなくて、市町村がどうしたいのか、どうするのか、何を問題と考えているのか、そのために県は何を協力すればいいのか、審議会は何を検討すればいいのかということは、市町村の側がどんどん問題提起をして、それに対して県は協力していくという関係で、LASDEC は国のダミーとなって命令をする立場ではなくて、単に県との契約の相手方にしかすぎない。従って、県はそこの契約を切ることもできれば、契約先に対して様々指示することはできる、お伺いを立てる先ではない。ましてや国について言えば、住基ネットについては単なる利用者であって、とやかく細かいことについて文句言える立場ではない。それが住民基本台帳法上における国と地方自治情報センター、県、市町村の関係です。

ところが実際はどうですか、全く逆になっています。市町村は、国は決めたことだから仕方がない、県に従わなければいけない、地方自治情報センター、国に従わなければいけない、これは法律を全く読んでいません。法律は違います。市町村が責任持ってやる仕組み。自治事務になっていて、基本的に市町村が全面的に責任を負う仕組みになっているわけですから、責任を負う立場にあるものとしては、何が自分に責任を負えるのかということを確認して、できることは最大限にやる、できないのであればやらない。ここのところを確認していくならば、それぞれの自治体が、県はどうするんですか、国はどうするんですか、そんな上を見るようなやり方にはならないはずですよ。これは、法律が、各市町村が自分で考えてやりなさいといっているんですから、そうやればよい。

しかも、地方自治法を見るならば、地方自治法は普通、国と市町村の事務について意見が対立した場合にはですね、国は、知事を介して指示をすることができる。しかもそれについては、法的拘束力があると書いてある。しかし、法的拘束力がある指示を出せる場合というのは、地方自治法上極めて限定をされている。それは、「法令の規定に違反していると認めるとき、又は著しく適正を欠き、かつ、明らかに公益を害していると認めるとき」という縛りがかかっている、住基ネットについて、一時的に事情があって離脱をするという場合については、それが当てはまらないという可能性が大いにある。法的拘束力があると言いながらも、法的拘束力というのは、それに従ってどういう対応をするかについては、最大限自治体の裁量権が尊重されなければいけないというのが、衆議院、参議院でその条文が議論になったときに、決議されている。附帯決議がついているくらい、各市町村、自治体の意見を尊重すべきだということが、今回の地方自治法の大改正でちゃんと議論されているにもかかわらず、現場は法に基づいてそれが行われていないということ、この2年間痛感してきました。

私達このメンバーは、自治体を回って、現場の職員がいかに真剣に考えているかということをよく知りました。その人達の問題意識というものが、法的にどうなっていくのか、どういうふうに改善していけるのかということ、県がサポートするならば、私はもっと市町村は自分達の意思をもって、住基ネット・公的個人認証、そういうものにどう関わるべきなのか、関わらないべきなのか、そういったことができるようになるのではないかと。長野県には是非、市町村の地方自治が、さらに伸びるような形で関わっていただきたいというふうに思います。2年間どうもありがとうございました。

不破会長：

どうもありがとうございました。では、次に中沢委員さんをお願いします。

中沢委員：

非常に皆さん高い見地からご発言が続いておられるわけですが、私は、住基法に基づいて設置された審議会ですので、住基ネット運用を前提とした審議会だと考えておりました。従って、住民基本台帳法が改正されて、市町村長から県知事に本人確認情報を通知しなくてはならなくなったわけですが、私も市町村が通知した本人確認情報が、県においてちゃんと保護をされているか、あるいは適正に利活用されているか、そういったことを審議するのがこの審議会の役割だと私は考えておりました。

ところが、これが始まりますと、私どもが県に通知をした情報の審議ではなくて、送る前の、もとも

と私どものところにあった情報の審議が主体になって始まったわけであります。すなわち、市町村管理下にあります市町村CSだとか、あるいは既存の住民基本台帳、こういったところの審議が中心に展開されたわけであります。特にセキュリティ論議につきましては、市町村の庁内LANあるいは既存住基、そういったものを主体に行われまして、セキュリティ対策、セキュリティホール対策あるいはウイルス対策、あるいは庁内LANの管理状況などインターネット利用の基本原則に関わるようなチェックに向かっていった、流れていったのであります。

その結果、いくつかの市町村においてインターネットとの接続が確認されたということをご承知のとおりでございます。市町村の庁内LANに問題があったことは事実でしょうけれども、この庁内LAN自体は、住基ネットの有無に関わらず存在したものであります。市町村の責任において、従来から管理運用されておりまして、住基ネットのためというよりも、従来の市町村の基幹業務や庁内事務、これのために構築された庁内LANだったのです。

こういう状況下で、例の中間報告がされたわけですが、市町村にとっては2つの問題があったと思います。1つは、県としての離脱ということでしたので、市町村全てが、住基ネット参加がどうなってしまうのか、法に定められた住基ネット事務ができなくなるという不安です。県が離脱するということになりますと、システム上は必然的に住基ネットに参加できなくなってしまいます。それはインターネットに接続をしていない市町村も含めてでありまして、県下全市町村の問題ということですから、それで、これどうなってしまうんだろうというのが、市町村の1つの問題であります。

もう1つは、実際にインターネットに接続をしていた市町村、こういったところでは住基ネット離脱をしても、庁内LAN、そこにインターネットが接続された問題は、全然解決をしないわけでありまして、従って、それまでどうり自分達の庁内LAN配下にある、住基情報を始めとする情報をどうやって守らなければならないのか、というのが問題として残ってくるわけでありまして。

こうした中、幸い、こういった問題に、この中間報告を受けたり、あるいはセキュリティポリシーを制定する、そういった中でセキュリティの関心も高まりまして、市町村においてもインターネットからの分離等も進んだわけでありまして。その意味においては、庁内LANのセキュリティが向上した、こういった点では評価できると思っております。ただ、中間報告自体は、私が冒頭に申しましたように、運用を前提とした審議会とっておりましたので、役割といたしますか位置付け、そういったことも含めて、今も疑問には思っております。

審議会の位置付けや役割、あるいは差し迫った危険状態というようなことの判断、こうした点では私は他の委員の皆様と違った解釈をしておりました。いずれにしても、住基法に関するものであります。また、所感の中で、県の姿勢に触れまして、少し生意気なことを書かせていただきました。というのは、この住基ネット制度ということに関わらず、市町村の事務を運営していく中では、その制度の解釈に関して疑義が生じたり、分からないといった場合は県の所管部署に照会しております。私どもの経験の中では、照会に対しては非常に迅速かつ明快な回答をいただくというのが、これまでの県の姿勢だったかと思っております。本当に頼りにし、感謝もいたしてきたところです。ですが、本審議会活動を通じる中で感じたことは、この住基法の解釈については、なかなか明快な答えがいただけなかったというのが非常に残念です。

私は、住民基本台帳事務が自治事務だからと言って住民基本台帳法の解釈自体が各市町村ごとにバラバラにできるとは考えておりません。各市町村ごとバラバラにできるということであれば、住民基本台帳制度そのものが成り立たなくなるのではないかと考えております。これは、これだけでなく、他の行政事務もそうなのですが、市町村事務を担当していると、基本的にはそれを所管する官庁の法解釈に基づいて事務は執行されています。そういう意味においてはこの審議会の運営に当たって県の法解釈が示されるようなことが少なかったように思っているんですが、今後の運営においては必要な局面では事業主体者としてあるいは審議会設置者として県の見解を示されて統一した解釈の元に運営していただくのが大切じゃないのかなと思っております。

各委員の皆様にはそれぞれの専門分野で非常に深い見識を拝聴させていただきました。住基ネットに

対しても様々な考えを伺わせていただき、大変勉強させていただきました。私と皆さんと一番の違いは私は行政の末端にいるものでありまして、住基ネットの運営の末端にいるものということでございました。したがって、皆様方と違った考え方をしたり、あるいは議論に参加できないこともありました。皆様方に聞かせていただいた貴重な体験といえますかお考えを今後の行政マンとしての活動に活かしてまいりたいと思っております。大変ありがとうございました。

県の事務方の皆さんにおかれては、私ども審議会と市町村の間に立ちながら、あるいは住基ネットの運営をするということで、市町村説明会などで厳しい局面に立たされた場面もずいぶん拝見をさせていただきました。大変ご苦労様と申し上げたいと思います。私の任期はこれで終わるわけですが、上伊那という田舎の地で住基ネットの運営に携わり続けます。県におかれましても、私どもが通知した県民の情報保護、あるいは住基ネットの安全運用に一層努められまして、県民利便に繋がるような利活用の推進も図っていただきたいと思います。どうも2年間お世話になりました。

不破会長：

はい、どうもありがとうございました。それでは、吉田委員さんお願いします。

吉田委員：

まず、2年間を振り返りまして、私のようなこの若輩者をこの審議会に抜擢をいただきました。このことにまず田中知事をはじめ皆さんに感謝したいと思います。

私が一番勉強になったなあと思ったのは現場にお伺いしたときですね。基礎自治体の方におじゃまをしました。それから、国がどういった思いでこの個人情報を守っていくのかということについての取り組み、住基ネットを運用されているのかってのが良くわかりました。それを知った上でリスクがやっぱり大変大きくある。それが分かったものですから、リスクを承知で危険なスポーツを楽しむ方々に危険だからやめましょう、やめなさいなんていう話をするつもりは全くないんですが、リスクがどういうものなんだ、正しく認識しないとですね、それを棚上げにしておいて実施すべき時期が来たからといって準備ができてないにもかかわらず、安全だということにしてスタートするIT社会はそういう形ではスタートできないものなんだというふうに痛感しました。なぜか、IT社会は一度解き放たれた情報ってのは二度と回収できないんですね。個人情報というのはどなた様がどのようにいかに確保されてもですね、個人情報に変わりはなく、僕の情報はどこまでいっても僕の情報であると思います。フロッピーにされようが、デジタルのプラスチックの板に埋め込まれようが、僕の情報は僕の情報だと思うんですね。そういう情報が一度解き放たれた場所に放たれてしまったあとは二度と回収できないんだということ、この問題をどう受け止めるかということが非常に重要なことなんだろうと思います。言ってしまうと住基ネットというのは、財政能力があって技術能力もあって責任能力もある自治体というのが先行して導入すれば良いシステムなんだろうと思ってます。その導入や運用のノウハウ、これは後に続く自治体に提供できれば広がりもあったんだらうなあと思います。現実はどうじゃなかったと。安全対策を十分に行えない自治体が問題を抱えているままでですね、今やその問題を抱えているんだと基礎自治体の方々の悩みも総務省は認めているんですね。補てんを出して事務連絡も出している、ということからも明らかになっているんだらうと思います。その意味でですね、基礎自治体の責任というのがこれからやっぱりますますフォーカスされて、より重いものになってくる。先ほども言いましたが個人情報保護法がきます。それからですね、これからはコンプライアンスですね、規定に準じているのかどうか、それからアカウントビリティですね。説明責任。それから、トレーサビリティですね。情報が追跡できる状態になっているかどうか。そういったことが重要視され、基礎自治体の首長の責任というのが今まで以上に大変重いものになってくるんだらうと思います。情報を預かり運用していくことの責任ですね。それを運用していきながらその住民の地域の皆さんに説明をして、問題が発生したときにいかに敏速に対応策をとるのが、隠して先送りをするって話もう通用しないんですね。法的にも通用しなくなる。それから、社会がそれを許さないようになってくる。米国でもSOX法というのが始まっています。経済産業

省も今旗を振って日本も同じ様なルールをつくらうとしている。これは大変な問題ですね。会計監査法人だけで会計監査のようなアウトプットですべての監査を良とするということができなくなってきた。ITも個人情報もシステムもなぜそのソフトを導入したのが、これも説明責任を果たさなければ首長の責任をとらなければならなくなる、ということに世の中が変わってくるんですね。こういうことが外からの要求として変わらざるをえない環境にあって、地域住民の個人情報、機微の情報をいかに大切に守っていくかっていうのは、これからも大切な大きな大きな問題にならざるを得なくなると思います。これをやっていくためには、非常にお金がかかります。毎月お金がかかります。そして、幅広く深い知識が必要になります。それでもやっていくべきなのか否か、人間というのはできないことはしなければ間違いは起こりません。できる人はやればいい。でもそれが本当にできないと判断するならば、できないことはしないというのもひとつの解だろうと思います。それを決めるのは基礎自治体の首長になります。首長を決めるのは地域住民の皆さんの大切な一票がそれを決めるんだらうと思います。その意味でその町に関わって生きていくこと、その地域でいかにより良く暮らしていくこと。それとですね、これから広がっていくIT社会というのはもう密接に関係してきているという意味ですね、皆さん、地域住民の皆さん、長野県民の皆さんがより一層このIT社会の何を良として自分のものにしていくのかということ深く考えていただいて、今までの2年間の議論の断片を活用いただけるような日が来ることを本当に切望して、私の2年間の勉強させていただいた感想としたいと思います。

不破会長：

はい、どうもありがとうございました。私はまとめ役と言いますか、前にも申し上げたことがありますけど、私、会長という役は相応しくないと考えておりました。意見をまとめる、皆さんの意見を集約して運営をしていく能力は欠けておりました。それでも会長という役の制約の中でやることはやらしていたらつもりですけれども、こういう議論を審議運営していく中でもいろんな困難な面もあったと思います。その前に、桜井さんの方からときどきサインが来るんですね。1分ちょうど今サインがきましたので、言い忘れていたことがあったということで。

桜井委員：

とても大事なことを言い忘れておりました、ごめんなさい。私のこの最後のレポートにはちゃんと書いてあるんですけれども、さっきこれは清水さんもちよっとお触れになったことなんですけれども、この審議会で行ったことを田中知事のもとで行ったことが、どうして正しくもっと広範に伝わらなかったのか。私はこの審議会での議論をメディアがどのように伝えていくかということについて、予想もしなかった事態になってしまったと思っています。特に私は固有名詞を上げることでかなり知られているんですけれども、信濃毎日の報道には目に余るものがあったと思います。例えば、侵入実験の結果にいたしましても、確かに侵入実験ではファイアウォールを通過しているわけなんですけれども、そのことを報道する信濃毎日の記事ではそのことが一切書かれていなかった。そして、そのためにする議論と言われても仕方がないような田中県政への批判というものが前面に立ちすぎていると思います。せっかく、全国の自治体の中でただ一つ侵入実験までいって本当に私たち住民、国民の情報は守られているんだらうかということを試してみた時に、これは総務省の言うことを信じていてはだめなんだという非常に大きな事実が判明したにもかかわらず、それが正しく伝えられなかったということは、私たちが行ってきたこと、県が行ってきたことが無視されてしまうわけでございます。そのことがもし正しく伝えられていたら、県下の市町村の首長さんたちの県に対する、もしかこの審議委員会に対する姿勢であるとか、その後の住基ネットに対してどうしたらいいかという判断にも別の形で影響を与えたのではないかというふうに極めて残念に思っております。私自身も取材をして書く立場の同じ職業のものでございますから、信濃毎日の報道ぶりには極めて強い衝撃を受けましたし、信じがたいものがあるということを厳しく指摘しておきたいと思いました。以上です。

不破会長：

はい、もう時間もありませんので、私の部分につきましては、特にこの所感のところまでこれまで言えなかったことも含めて書かせていただいております。こういう思いでやらせていただいたということで、ぜひお読みいただきたいと思っております。

ごく僅かですけれども、大事な点についてだけ簡単に触れさせていただきます。この審議会が保護するこの本人確認情報6情報というものは、その内の4情報は閲覧情報ということでもあり、たかが6情報なのだという、だからそれほど厳格に守る必要があるのでしょうかという疑問をいただいております。そういう疑問を呈される方が少なくはございませんでした。6情報が「たかが」6情報なのかどうか、それは個人お一人一人によって違ってまいります。私にとっては「たかが」なのかもしれませんけれども、様々な事情の方がおられると。本人確認情報を保持して管理しているものはそれは市町村であっても県であっても、間違っても「たかが」という言葉を使ってはいけないのだというふうに思って活動してまいりました。必要なのは「たかが」という意識ではなくて、人の痛みを配慮できる大いなる想像力であると。「たかが」と言われた方はその想像力が決定的に欠如しているのではないかと思っておりました。あと、インターネットとの接続につきましても、長野県は当初23市町村であったインターネットとの接続問題も多く、協力を得まして、県内ではほぼ解消いたしましたけれども、全国ではまだ残っております。このことにつきましては、大変な危機感を今も覚えております。また、侵入実験につきましても、県は侵入実験を2003年9月から11月にかけて行いました。実験には県からの求めに応じて審議委員の一人が協力していますが、当事者の方を除き、実験の時期や場所、実験の方法などは審議会には知らされることはありませんでしたし、もちろん県民に知らされることもありませんでした。侵入実験の結果は12月に速報が公表され、最終報告書は2月に公表されました。その結果から審議会は多くのことをまた学び、その具体的な安全策を得ることができましたし、市町村が中心となって構成し県も参加している電子自治体協議会が設けたセキュリティワーキングにおいて、侵入実験から明らかになったことを含めて、庁内ネットワークの問題点をもとに安全策が既に策定されているなど意味がある実験であったと思っております。しかしながら、県の公表の仕方や、審議会としても多くの疑念を感じる実験でもありました。実験に協力された審議委員の方も、県の対応によって大変な思いをされたと思っております。ただ、現場で共に活動していただいた県の方々には大変多くの時間と労力と、そして工夫を凝らして精力的に活動していただきました。審議会がそれなりに活動できたのもこういった方々のおかげだと思っております。

審議会は今日を含め15回開催させていただきました。また、審議委員による市町村調査が6日間、説明会が9回、公的個人認証についての調査と安全策検討会議を4回開きましたので、審議委員にお集まりいただいた回数は全部で34回になります。これから情報処理技術と情報ネットワーク技術の進歩を上手に取り入れて効率的で利便性の高い電子社会の到来を我々審議委員は皆さん望んでいます。しかしながら、その中で個人の情報をきちんと保護して、不幸な目にあう人、苦しい思いをする人がないように、我々は「たかが」という意識ではなく、思いやりの意識で活動しなければならないということは言うまでもありません。我々委員のこの2年間は安全な電子社会を作るための2年間でしたし、任期はこれで終了しますが、これに続く審議会がさらにこの意志を引き継いでいただいて、よりすばらしい電子社会が到来することを切に望んでおります。

先ほど委員が集まったのは34回と申し上げましたが、そのうち東京に集まったのは5回で、全体のほぼ9割にあたる30回はこの長野県で開催させていただきました。各委員におかれましては、このように何回もお集まりいただきご審議いただきましたことを、本当に深く感謝してこの2年間を締めくくりたいと思っております。本当にどうもありがとうございました。

田中知事：

ありがとうございます。冒頭遅れまして、大変申し訳なく思っております。

大変長きに渡ってこの本人確認情報保護審議会にご尽力いただいたことを改めて心から感謝したい

と思います。

今お話をお聞きしてですね、いわゆる住基ネットと呼ばれるものをめぐるとこの本人確認情報保護審議会での議論や、その営為というものは、ある意味では、私が、この4年間、真の意味でのネットワーク社会というものを本県において構築しようとしたということの、極めて象徴的な事例ではなからうかというふうに思っております。

これは、私は、真の意味での分散型あるいは、巷間今言われますような、大変に浅薄な自己責任とかですね、こうした言葉ではない、真の意味での自律的な認識や判断や行動や責任というものをある意味では、私は、脱ダム宣言においても、あるいは、ヤミ金110番と呼ばれるもの、あるいは、分散型の宅幼老所にみられます福祉のあり方、こうしたことで、行おうとしてきたのではなからうかと思っております。

先程、清水さんが、道路や教育のことをお話になられたのはとても象徴的でございまして、私は、非常に住基ネットに関しても単純な疑問でございまして、住基ネットが、基礎自治体の自治事務だという名前のもとで、数百億円の費用がかかっていると、他方で、脆弱な財源の基礎自治体が、住民票等の交付をすることで得ていた手数料が数百億円なくなっていくと、プラスマイナスを併せればその場合の300億とか400億の金額が基礎自治体にのしかかってくると、あるいは、先程おっしゃった4情報や6情報と、しかしながら、まだ1%にも満たない、当初から普及率が懸念されていた住基カードといわれるものに、10万文字、それだけの文字数が入ると、仮にそれが普及する、あるいは、それが真の意味でのネットワーク社会を、安全を担保した上で構築できる、あるいは、仮に構築する途上であるとしても、それを目指して普及をするという場合に、非常に即物的な言い方で、その10万文字の中に、どのようなものが情報として入れられ、あるいは、どのようなものが情報としてですね、仮に安全が担保されても基本的人権という、クオリティオブライフという中で、入れてはいけないのかと、というような議論もないまま進んできているということに、極めて私が就任したときに財政再建団体に陥りかけていた、自治体の財政再建をする者として、大変に素朴なそして純粋な危惧を持ったわけでございます。ですから先ほどの道路のおはなしは、目に見える道路のものでございまして、ゆえにさまざまな賛成反対の議論が生まれてくると、今あの行政と呼ばれる、あるいは国において行われていることは、そのまさにITでありましたり、あるいは焼却場でありますような、環境という名もとの投資でありまして、これらはそのコンピュータはそこにあり、ごみ焼却場はそこに出現をいたしますが、このITや環境という名前のもとでは、従来の公共事業と呼ばれるものよりも、そのものに対する論評というものが鈍りがちでありまして、おそらくそれは実際のいま清水さんもおっしゃったような、目にみえるビジュアルな道路の方がその費用対効果というようなものが逆に算定しやすいのにもかかわらず、極めて情念的な反発があったりする。それに対してITや環境というものは目に見えにくいものでございまして、ゆえに情念的感情的の漠然とした不安はあるにしても、環境の世紀、あるいはITの世紀というあり方に、ある意味では筆が鈍りがちであったり、論評が鈍りがちな部分があるかと思っております。ある意味では私たちの社会は開かれた社会を標榜しながら、極めて見ざる・言わざる・聞かざるの閉じられた社会になりつつある気がするんでございます。その意味においては、私は制度やしくみを根底から作り変えるだけでなく、絶対なるものはございませんが、ある意味では私たちがネットワーク社会の中で抱く哲学や歴史観というものを根底から認識し直していくと、こういうことを本県において県民とともに行おうとしてきているのではないかと思っております。しかしながらそのなかにおいて、まさに櫻井委員がお書きになるようにですね、長野県のジレンマはしかし、県が住基ネットを離脱すれば県下の市町村が取り残されてしまうという実態でございまして、まさにリナックスをも越えた、私たちはコモンズと申し上げているのは、そうしたですね一人一人の顔が見える、一人一人がいい意味で対等等などと言う言葉を越えた形ですね、ネットワークを作っていこうと言うのに対して、逆にそうしたもので本来あるべきITがですね、ピラミッドの形ですね、国、都道府県、市町村あるいはその下にある隷属する個人と言うような形になってしまっているということだと思っております。そしてその点が制度や仕組みはネットワークだといっても私たちの哲学や歴史観がなかなか改めにくいという中でその連続の

ピラミッドの中での指示でこそ逆に安住をもとめてしまうというところがある。そういう意味では清水委員が同時に県内各地の市町村を回っていた時や説明会をしていた時に県はどうするつもりなのか、知事は何を考えているのかという質問が自治体関係者やマスコミ記者などからよく出ていましたと。まるで県、県知事が市町村の住基ネットへの関わり方を決める立場にあるかのように、しかしそうではないのです。市町村はどうしたいのか、そのためにはどうしたらよいかということをはっきりと考えるのは先決なのです。このことを県も市町村も県民も認識すべきであるということです。まさに私たちが構築していこう、あるいは目指すべきネットワーク社会はおそらくそういうことだと思ふのです。ただこれは先ほどの確な認識や行動や責任ということが伴いますからおそらくこれはネットワーク社会が真の意味で成熟していけばしていくほど、逆にそこにいる者の中には非常に辛い思いを抱かれる方もいらっしゃるであろうということだと思ふのです。食うや食わずの社会ではない私たちの中においては、真のネットワーク社会でなくても開かれた社会を標榜しながら、閉じた固定化した社会の方がむしろ幸せではなからうかという錯覚される方がいるのかなと。先般、私ブラジルに県人会の四十五周年、サンパウロから北西に600kmほど行ったところのアリアンサという地がありまして、ここは八十年前に長野県の者が入植した。比較的キリスト教(プロテスタント)を信仰する方々が入られた。ここに関して長野県の歴史観について書いた本がありまして、私はこれを見たときに非常にエドワード・サイードが最も論じたオリエンタリズムの固定化をしてきたところが、何かと言いますと本県が、信濃教育会をはじめ、送り出したにもかかわらず、さして支援はせず、しかしながらこの方たちは長野県人のみにとどまらず他県からお越しの方、ブラジルの方を分け隔てなく非常に資金援助等がなにもない中で非常に成功なさり、ある地方を固められるんですね。そういたしますと、長野県は、これは非常に長野県の手柄であるかのように述べ、同時にこれをひとつのモデルにして、満蒙開拓もですね、長野県が率先して全国で最も行っていくと、いうことをいたします。しかしながら、満蒙開拓が大変に半数以上の方が二度と本県の故郷の地を踏むことができないという結末に終わったときに、これは非常に国家によってですね、私どもの本来、ブラジルにおけるですね、アリアンサの非常に成功事例を悪用された被害者であるという、本県の歴史認識の作られ方が今までであったんですね。

これはやはり、西洋が見るオリエンタリズムの固定化、私たちはもしかするとブラジルの地にいた方々に、従来の私たちの市町村課が地方課といったように、さしたる支援はしなかったにもかかわらずですね、本県から夢の希望を抱いていった方々を、オリエンタリズムとして、私たちは、憐憫という名の差別や、固定化をしていたと。そして、その方々が成功すると逆に私たちの成功事例として国の側からピラミッドの中で我々が被害者として、逆に今度は位置付けられるような歴史観に堪えてきたところがありまして、なにかこれはあの、私たちが市町村課という名前になって、ネットワークの中で県も国も市町村も対等だということをいっても、それぞれの中の心の持ち様がですね、やはり、お互いの確な認識や行動や責任ということを日々続けることがですね、極めて、ある意味では非常に、何と申しますか、大変それは本来うれしい開放への重荷だと思うんですが。それを重みに耐えられないものですね、往々にしてその固定化の中に屈していってしまうと、いうのがあろうかと思っています。

先ほどの、パスポートの問題もですね、これは改めて我々のまさに覚悟や姿勢や気概というものをきちんと示した上でですね、このことをもう一度ですね、考えねばならないと、いうふうに思っております。

非常に話があちらこちらにいったように聞こえるかもしれませんが、私が職員、あるいは県民とともに4年間行ってきていること、またそれに対する反発でありましたり、あるいはご批判というものを、すべからず住基ネットという大きな開かれてるといいながら閉じられて、そして、見えてるようではない箱物をめぐるですね、ものに象徴されているような気がいたします。

ただ、私達あるいは皆様ですね、審議や調査がむしろコンピュータ社会ネットワークに対する過剰な反応ではなからうか、というようなことを捉える方もいらっしゃると思いますが、むしろ私はそうではなくて、あたりまえのことをですね、御議論いただいたり調査していたことに関して、過剰な反応をしていたのは、むしろピラミッドというオリエンタリズムの固定化をですね望む、あるいはピラ

ミッド、そうした権力であつたり政府であつたり行政機関であつたり、あるいはまた先ほどお話があつたように、ピラミッドの中で良識派を演ずるということですね、暮らしてこられた方々に、真のフラットなネットワーク社会というものは、ピラミッドの中で良識派を演じてきた人のですね、まさに裏、表裏というものも全て露呈していってしまうという大変恐ろしい社会で、それは情報が漏洩していくことの恐ろしさとは違う意味ですね、本来社会が真の意味で開かれていく上で、私たちが乗り越えなくてはいけないことだと思いますけども、そこがまさに県の権限がそれぞれ自律した市民のために使われるべきものが、あるいは県のみならず、その県の周辺のピラミッドにいた方々にとっては、その権限を的確に認識し行動し責任をとるということができない方は、権威に基づいて権威を身にまとっていらっしやっただけで、それがこの住基ネットを巡るですね、皆様の御議論と、あるいは結果として必ずしもあるには御認識いただけてない、あるいは過剰な極めて感情的なですね反応に終始してしまったというところなのかと思います。これは無論私の改革というものが4年の中でより具体的になり、まさにそれがですね次の段階へとですね、成熟していく過程の中で、皆様にこのような大変な委員会の大役をお受けいただいたなかですね、あるいは大変御迷惑をお掛けしたり、あるいは大変に失礼があつたかと思ひますけれども、やはり本県が行っていることは、先般川勝平太氏も言っていたんでございますが、明治維新とて30年かかったということをもっとあるいは濃縮してですね、いま行わせていただいているのかなと思っております。その意味ではこの期としての任期は終わるわけでございますけれども、皆様にはその真の本県が開かれたネットワーク社会になるためにですね、これからも是非様々な御指導・御鞭撻をいただきたいと、御指導をいただきたいと思っております。重ねて大変長きに渡って、あるいは皆様の熱意などという言葉を超えた非常に皆様の哲学というものですね、私や職員が受け止めきれず、あるいは応えきれなかったという点があるかと思ひます。本当に申し訳無いと思っております。しかしながらそれは先ほどのパスポートの問題にとどまらずですね、改めて鋭意検討するだけでなく行動する長野県でありたいと思っております。どうも大変ありがとうございます。

佐藤企画幹：

本日は活発なご議論、また2年間のまとめをいただき、ありがとうございました。以上をもちまして、第15回長野県本人確認情報保護審議会を閉会させていただきます。不破会長様をはじめ委員の皆様におかれましては、2年間にわたり建設的なご議論、また、ご提言等をいただき、本当にありがとうございました。感謝申し上げます。